

監護するお子さまが3歳未満で

健康保険が厚生年金（国家公務員共済・地方公務員共済）の方へ

以下の①②に該当しない方は「年金加入証明書」の様式に勤務先での証明を受けた上でご提出ください。

① 記載されている共済組合の名称が、「日本郵政共済組合員証」の場合

② 共済組合名称のほか、勤務先の名称が記載されている場合や文部科学省共済組合のうち大学等支部が記載されている場合

（①②の場合は健康保険証等※の写しをご提出ください。）

※令和6年12月2日より、健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。健康保険証がお手元にはない場合は医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を紙に印刷したものを提出してください。

事業主の方へ

年金加入証明書は、児童手当の認定の際に必要な書類です。申請者から依頼がありましたら、お手数ですが証明書のご記入をお願いいたします。児童手当が職場から支給される公務員の方の場合には証明しないでください。

《お問合せ先》世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 電話 03 - 5432 - 2309

年金加入証明書

以下のとおり、厚生年金（公務員共済組合）に加入していることを証明します。

氏名	
住所	
加入年金	・ 国家公務員共済 ・ 地方公務員共済
年金の加入状況	年 月 日 より加入

【証明者】

証明年月日	
事業所所在地	
事業所名称	
代表者名	㊞
担当者名	
担当者連絡先	

※ご注意

1. 「加入年金」欄は該当する年金種別に○をしてください。
2. 「年金加入状況」欄は、現在の事業所において被保険者となった日（年金に加入した日）をご記入ください。
3. 代表者印は事業所印（ない場合には代表者の個人印）を使用してください。
4. 共済年金加入の被保険者が、独立行政法人等に出向している場合には、出向先、出向元の、どちらで証明していただいても構いません。